別紙3

業務に関係する資格及び許認可等調書

■ 申請者	
	(フリガナ)
商号又は名称	

■以下の申請する業務に☑をつけ、業務に関<u>係する資</u>格・許認可を確認してください。提出書類がある場合は☑をつけ、書類を添付してください。 また、業務に関する資格については、有資格者の人数を記載してください。(記載がない場合は0とみなします。)

業務		张 李 5		提出書類に図		 	有資格者数 (人)			
の番号	番		る業務に図	必須	あれば 提出	来伤に関係する真恰・計談り 及い 佐田青瀬		うち 県内		
	:=	. 13 *** 37				建築物清掃業登録の登録証の写し		$\overline{/}$		
1	<i>清</i>	清掃業務				建築物環境衛生総合管理業登録の登録証の写し				
2	2 機械警備業務					「警備業法」に規定する警備業の要件を備えていることを示す公安委員会の認定証の写し				
3	警	備員警備業務				「警備業法」に規定する警備業の要件を備えていることを示す公安委員会の認定証の写し				
4	貯	水槽清掃業務				建築物飲料水貯水槽清掃業登録の登録証の写し				
5	害	虫等防除業務				建築物ねずみ昆虫等防除業登録の登録証の写し				
6	浄	净化槽保守点検業務				「島根県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例」又は「松江市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例」に規定する浄化槽保守点検業者の登録証の写し				
						浄化槽管理士				
	浄化槽清掃業務					「浄化槽法」に規定する浄化槽清掃業に係る市町村長の許可の写し (許可を受けている県内の市町村(旧市町村)分全て提出)				
7								П		
	物処理業	(1)一般廃棄物の 収集運搬				「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に規定する 一般廃棄物処理(<u>一般ごみの収集運搬</u>)業の市町村長の許可証の写し (許可を受けている <u>県内の市町村分</u> 全て提出)				
		(2)一般廃棄物の 処分				同法に規定する一般廃棄物処理(処分)業の市町村長の許可の写し (許可を受けている <u>県内の市町村分全て</u> 提出)				
		(3) 産業廃棄物の 収集運搬			***************************************	同法に規定する産業廃棄物処理(収集運搬)業の都道府県知事の許可証の写し ※許可自治体名を記載【】				
8		(4)産業廃棄物の 処分			***************************************	同法に規定する産業廃棄物処理(処分)業の都道府県知事の許可証の写し ※許可自治体名を記載【】				
		(5)特別管理産業 廃棄物の収集運搬			***************************************	同法に規定する特別産業廃棄物処理(収集運搬)業の都道府県知事の許可証の写し ※許可自治体名を記載【】				
		(6)特別管理産業 廃棄物の処分			***************************************	同法に規定する特別産業廃棄物処理(処分)業の都道府県知事の許可証の写し ※許可自治体名を記載【 】				

業務	286 25. Fr	申請する業務 に図	提出書類に図		サカン目的・ナス 計却 ロー・次 中 ロイト - 日日 事業		有資格者数 (人)	
業務の番号	業務名		必須	あれば 提 出	業務に関係する許認可・資格	及び一提出書類	会社 全体	うち 県内
9	空調機器保守点検業務						***************************************	
10	昇降機保守点検業務				 昇降機検査資格者登載証の写し 及び 当該資格者を雇用していること を証する書類の写し ※【①②共に必須】提出書類はそれぞれ3名までは全員、3名を超える場合は3名分を提出。 	昇降機検査資格者		
11	消防用設備点検業務				①消防設備士免状の写し(両面) 又は ②総務省令で定める資格の写し 及び ③当該資格者を雇用していること を証する書類の写し ※【①②はどちらか、③は必須】 提出書類は、甲・乙は共通として、 各類、各種ごとに3名までは全員、 3名を超える場合は3名分を提出。	特類消防設備士(甲・乙共通) 第1類消防設備士(甲・乙共通) 第2類消防設備士(甲・乙共通) 第3類消防設備士(甲・乙共通) 第4類消防設備士(甲・乙共通) 第5類消防設備士(甲・乙共通) 第6類消防設備士(甲・乙共通) 第7類消防設備士(甲・乙共通) 特種消防設備士(甲・乙共通)		
12	オイルタンク				地下タンク等定期点検事業者認定証の写し	第1種消防設備点検資格者 第2種消防設備点検資格者		
'-	清掃点検業務 		_		定期点検技術者講習修了者			
13	電気設備保守点検業務				電気主任技術者 第1種電気工事士 第2種電気工事士 自家発電設備専門技術者			
14	電話交換設備 保守点検業務				工事担任者資格者 ※種別に関わらず資格所有者の総数を記載して	ください。		
15	ボイラー保守点検業務				①ボイラー整備士免許証の写し(両面) 及び ②当該資格者を雇用していること を証する書類の写し ※【①②共に必須】提出書類はそれぞれ3名までは全員、3名を超える場合は3名分を提出。	ボイラー整備士		
16	電気供給業務				電気事業法に規定する小売電気事業者登録を受け	ていることを証明する書類の写し		
	備考欄							

- ※ 記載にあたっては $\underline{\text{F*ado}}$ 1号(個別編)」 $\underline{\text{O4, 6}}$ 8ページをよく読み、業務ごとの必須資格の詳細を確認してください。
- ※ 提出する許認可等の写しについては必ず申請日以降の有効期間であること。 ただし、更新中のときはその旨を備考欄に記載し、後日提出してください。
- ※「当該資格者を雇用していることを証する書類の写し」については、健康保険被保険者証の写し、雇用保険被保険者証の写し等のほか、 任意様式の雇用証明書(押印必須)の提出も可能です。 (証明書の写しを提出する場合は、<u>資格者氏名、資格の種類及び雇用者以外の個人情報はマスキング</u>して提出してください。)
- ※ 資格申請システムの「登録を受けている事業」欄の入力内容も併せてご確認ください。

項

別紙3

令和 <mark>7年 1月 6日</mark>

業務に関係する資格及び許認可等調書

システムの申請日を記載

_■ 申請者	
	(フリガナ) シマネケンカンザイ
商号又は名称	株式会社島根県管財

■以下の申請する業務に☑をつけ、業務に関係する資格・許認可を確認してください。提出書類がある場合は☑をつけ、書類を添付してください。 また、業務に関する資格については、有資格者の人数を記載してください。(記載がない場合は0とみなします。)

業務の	番		申請する業務			業務に関係する資格・許認可 及び 提出書類		有資格者数 (人)	
番号			る果務	必須	あれば 提出	果務に関係する責格・計節リー及い 旋山香畑	会社 全体	うち 県内	
1	洁	清掃業務			V	建築物清掃業登録の登録証の写し 提出する許可証の写しがある場合のみ召してください。 (該当の許可証がない場合は召しないでください。)		$\overline{/}$	
Ľ	/月					建築物環境衛生総合管理業登録の登録証の写し		ſ	
2	機	械警備業務	Ø	Ø		「警備業法」に規定する警備業の要件を備えていることを示す公安委員会の認定証の写し			
3	警	備員警備業務	Ø	Ø		「警備業法」に規定する警備業の要件を備えていることを示す公安委員会の認定証の写し			
4	貯	水槽清掃業務				建築物飲料水貯水槽清掃業登録の登録証の写し			
5	害	虫等防除業務				建築物ねずみ昆虫等防除業登録の登録証の写し			
6 浄		化槽保守点検業務		V	. /	「島根県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例」又は「松江市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例」に規定する浄化槽保守点検業者の登録証の写し			
						浄化槽管理士			
						「浄化槽法」に規定する浄化槽清掃業に係る市町村長の許可の写し (許可を受けている県内の市町村(旧市町村)分全て提出)			
7) 	净化槽清掃業務		「廃棄物の処理及び清掃に関す 一般廃棄物処理(浄化槽汚泥の		「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に規定する 一般廃棄物処理(浄化槽汚泥の収集運搬)業に係る市町村長の許可証の写し (許可を受けている県内の市町村(旧市町村)分全て提出)。			
		(1)一般廃棄物の 収集運搬			***************************************	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に規定する 一般廃棄物処理(<u>一般ごみの収集運搬</u>)業の市町村長の許可証の写し (許可を受けている <u>県内の市町村分</u> 全て提出)			
		(2)一般廃棄物の 処分			***************************************	同法に規定する一般廃棄物処理(処分)業の市町村長の許可の写し (許可を受けている <u>県内の市町村分全て</u> 提出) <u>複数の許可証を提</u> 全ての自治体を配理	出する場合	計は、 さい。	
	廃棄物	(3)産業廃棄物の 収集運搬	V	Ø		同法に規定する産業廃棄物処理(収集運搬)業の都道府県知事の許可証の写し	4		
8	処理					※許可自治体名を記載【 <u>島根県、松江市、鳥取県</u> 】	-		
	業	(4)産業廃棄物の 処分				同法に規定する産業廃棄物処理(処分)業の都道府県知事の許可証の写し ※許可自治体名を記載【】			
						同法に規定する特別産業廃棄物処理(収集運搬)業の都道府県知事の許可証の写し			
		(5)特別管理産業 廃棄物の収集運搬				(収集連載) 乗り和追州県知事の計り証の与し ※許可自治体名を記載【】			
		(6)特別管理産業				同法に規定する特別産業廃棄物処理(処分)業の都道府県知事の許可証の写し			
		廃棄物の処分				※許可自治体名を記載【 】			

業務	業務名	申請す る業務 に☑	提出書類に図		業務に関係する許認可・資格 及び 提出書類		有資格者数 (人)	
業務の番号			必須	あれば 提 出	兼務に関係する計認り・資格	及び一提出書類	会社 全体	うち 県内
9	空調機器保守点検業務							
10	昇降機保守点検業務				 昇降機検査資格者登載証の写し 及び 当該資格者を雇用していること を証する書類の写し ※【①②共に必須】提出書類はそれぞれ3名までは全員、3名を超える場合は3名分を提出。 	昇降機検査資格者		
						特類消防設備士(甲・乙共通) 第1類消防設備士(甲・乙共通)		
	消防用設備点検業務				①消防設備士免状の写し(両面)	第2類消防設備士(甲・乙共通)		
					又は ②総務省令で定める資格の写し	第3類消防設備士(甲·乙共通)		
					及び ③当該資格者を雇用していること を証する書類の写し ※【①②はどちらか、③は必須】 提出書類は、甲・乙は共通として、 各類、各種ごとに3名までは全員、	第4類消防設備士(甲・乙共通)		
11						第5類消防設備士(甲・乙共通)		
						第6類消防設備士(甲·乙共通)		
						第7類消防設備士(甲・乙共通)		
					3名を超える場合は3名分を提出。	特種消防設備点検資格者		
						第1種消防設備点検資格者		
						第2種消防設備点検資格者		
12	オイルタンク				地下タンク等定期点検事業者認定証の写し			***************************************
12	清掃点検業務]			定期点検技術者講習修了者			
					電気主任技術者			
10					第1種電気工事士			
13	電気設備保守点検業務			_	第2種電気工事士			
						自家発電設備専門技術者		
14	電話交換設備 保守点検業務				工事担任者資格者 ※種別に関わらず資格所有者の総数を記載して	ください。		
15	ボイラー保守点検業務	V	V		①ボイラー整備士免許証の写し(両面) 及び ②当該資格者を雇用していること を証する書類の写し ※【①②共に必須】提出書類はそれぞれ3名までは全員、3名を超える場合は3名分を提出。	ボイラー整備士	3	3
16	電気供給業務				電気事業法に基づく小売電気事業者登録を受けて	いることを証明する書類の写し		
							Leve	
	備考欄							

- ※ 記載にあたっては $\underline{\text{F*ado}}$ 1号(個別編)」 $\underline{\text{O4}}$ 4,6 $\underline{\text{O4}}$ 8よく読み、業務ごとの必須資格の詳細を確認してください。
- ※ 提出する許認可等の写しについては必ず申請日以降の有効期間であること。 ただし、更新中のときはその旨を備考欄に記載し、後日提出してください。
- ※「当該資格者を雇用していることを証する書類の写し」については、健康保険被保険者証の写し、雇用保険被保険者証の写し等のほか、 任意様式の雇用証明書(押印必須)の提出も可能です。 (証明書の写しを提出する場合は、<u>資格者氏名、資格の種類及び雇用者以外の個人情報はマスキング</u>して提出してください。)
- ※ 資格申請システムの「登録を受けている事業」欄の入力内容も併せてご確認ください。